

環 境 影 響 評 価 書
坂 浜 平 尾 土 地 区 画 整 理 事 業

平 成 9 年 5 月

東 京 都

1 章 総 括

1. 1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都 新宿区 西新宿 二丁目8番1号

1. 2 対象事業の名称及び種類

名称：坂浜平尾土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

1. 3 対象事業の内容の概要

本事業は、多摩ニュータウンの南東側、坂浜平尾地区の211.9haを住宅・商業・業務・文化機能を備えた計画的市街地とするための東京都の施行による土地区画整理事業である。

事業の概要は表1.3-1に示すとおりである。

表 1. 3 - 1 事業の概要

項 目	内容の概要
所 在 地	東京都稲城市大字坂浜字六号ほか 東京都稲城市大字平尾字十号ほか
施行面積	211.9ha
事業方式	土地区画整理事業
施 行 者	東京都
権利者数	804名
計画人口	約14,000人(約66人/ha)
施行期間	平成9年度～平成18年度(予定)

1. 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境に及ぼす影響評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 影響評価の結論

予測・評価項目	影響評価の結論
騒音	<p>建設作業に伴う騒音レベルは計画区域境界で76～80dB(A)であり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(80dB(A))以下である。</p> <p>なお、工事に際しては、必要に応じて仮囲いの設置、計画区域境界付近における建設機械の集中を避けるなど、騒音の低減に努める。</p>
振動	<p>建設作業に伴う振動レベルは、計画区域境界において60～65dBであり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>なお、工事に際しては、計画区域境界付近における建設機械の集中を避けるなど、振動の低減に努める。</p>
水質汚濁	<p>造成工事中における降雨時の濁水の流出については、造成工事の実施手順に合わせて、板柵工、仮設土堰堤、種子吹付等の濁水発生・流出防止対策を講じ、さらに対策施設の機能が十分発揮されるよう維持管理を行うことにより、東京都公害防止条例に定める排水基準(浮遊物質量:50mg/l)以下の水質として放流することから、河川等の水質への影響は少ない。</p>
地形・地質	<p>造成工事にあたっては、宅地造成等規制法に基づき施工するとともに、法面の緑化や排水溝の設置等を行い、さらに盛土、基礎地盤の沈下についてもその沈下特性を把握し、余盛など必要に応じて対策工法を講ずることにより、土地の安定性を確保する。</p>
水文環境	<p>事業の実施による三沢川の濁水時の河川流量の変化は、緑地の保全、緑化、浸透施設の設置により、現況程度に回復すると予測されることから、影響はほとんどないと考えられる。また、洪水時においては、貯留施設を設けることにより河川への負担を軽減し安全を図る。</p> <p>なお、現況調査においては、追加調査を行うとともに、造成工事の実施に際しては、三沢川の流況等を継続して監視することとする。また、地下水涵養量の減少により、不圧地下水の水位低下が予想されるが、既存緑地の一部を残すことや浸透施設の設置等の対策により現況程度の地下水涵養量の回復が見込めることから、極力透水域の確保に努めることにより、地下水の水位・流動への影響を軽減する。また、造成区域内の湧水地点は失われるが、清水谷戸緑地、小田良谷戸公園内の谷戸及び三沢川沿いの一部の湧水地点は残存する。残存する湧水地点では、背後地での浸透施設の設置により地下水の涵養を図ることにより湧水への影響を軽減する。</p>
植物・動物	<p>陸上植物</p> <p>清水谷戸、西小田良谷戸を中心に樹林をできるだけまとまった形で残留緑地として残し、可能な限り緑地の保全に努める。</p> <p>注目される種のうち造成区域に生育する個体であるトキホコリ、オオバウマノスズクサ、カンアオイ、タマノカンアオイ及び稲城市指定の保存樹木については可能な限り生育適地に移植を行うことにより、植物個体の存続が可能となる。</p> <p>なお、工事完了後においては残留緑地の保全、農地の確保、緑道・道路の緑化等、積極的に緑化を図ることにより緑被率は約40%となると予想される。</p>

植 物 ・ 動 物	陸上動物	<p>陸上動物が多く確認された清水谷戸、西小田良谷戸を公園及び緑地として残すなど、可能な限り陸上動物の生息基盤である緑地等を確保する。</p> <p>注目される鳥類としてあげているオオタカについては繁殖が確認されているが、営巣地周辺を都市計画緑地として保全するほか、都市計画緑地内及びその周辺区域での工事の時期を繁殖に影響のないように配慮する。都市計画緑地の整備にあたっては、現在利用されている営巣木及びその周辺区域の樹木の維持に努め、その他の針葉樹林についても、将来的に営巣代替地となり得るよう保全に努める。また、繁殖期においては、営巣地及びその周辺区域への人の立入の制限を行う。チュウサギ、カワセミについては、水路の改修において生態系に配慮した多自然型工法の採用により生息場所の保全に努める。また、ホタル類、オオムラサキ、ハルゼミについては谷戸部の水路、食樹の保全を図りその生息環境の維持に努める。</p>
	水生生物	<p>水生生物の良好な生息域である清水谷戸川、西小田良川、上谷戸川は、公園及び緑地内の水路として残すほか、三沢川の改修においては、生態系に配慮した多自然型工法を採用するなど可能な限り生息場所の保全に努める。注目される種としてあげられたヘビトンボ、ヘイケボタル、ゲンジボタルについては、清水谷戸川、西小田良川を緑地内の水路として保全し、生息場所を確保する。</p> <p>工事完了後は下水道の整備による水質の改善、浸透施設の設置による洪水時における流量の確保、周辺環境の整備により水生生物の生息環境の保全に努める。</p>
景 観		<p>現在の地域景観特性及び眺望の状況は変化するものの、清水谷戸、西小田良谷戸の比較的まとまった緑地の保全、社寺林の保全や公園及び道路、法面、施設用地での植栽等、積極的な緑化により、周辺環境と調和した緑の多い良好な市街地景観が形成される。</p>
史跡・文化財		<p>指定文化財は、その位置、性質から土地改変の影響はないものと考えられる。</p> <p>また、計画区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づき記録保存または現況保存する。さらに、未周知の埋蔵文化財についても文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講ずる。</p>

1. 5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正箇所のうち、知事意見により修正した概略は、表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1 修正内容

ページ	修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
126～ 130	5.3 水質汚濁 5.3.2 予測	4)予測方法	・濁水発生、流出防止措置について造成工事の実施手順に合わせた記述を追加した。
131	5.3.3 評価		・造成工事の濁水状況の監視、施工管理について記述を追加した。
146～ 147	5.4 地形・地質 5.4.2 予測	5)予測結果	・盛土・基礎地盤の沈下について沈下特性の把握、措置内容の記述を追加した。
149～ 152	5.5 水文環境 5.5.1 現況調査	3)調査方法 (1)水象の状況 4)調査結果 (1)水象の状況	・現地調査に降雨時の調査を追加した。
165 165～ 172 170 175 175～ 176 175～ 176 186	5.5.2 予測	1)予測事項 4)予測方法 5)予測結果	・河川流量の変化の程度について記述を追加した。 ・河川流量の変化の程度について記述を追加した。 ・環境保全のための措置について記述を追加した。 ・三沢川流況の継続的監視について記述を追加した。 ・河川流量の変化の程度について記述を追加した。 ・環境保全のための措置による改善効果について記述を追加した。
188	5.5.3 評価		・河川流量の変化の程度、環境保全のための措置内容、その効果及び三沢川の流況等の監視について記述を追加した。
225～ 226	5.6 陸上植物 5.6.2 予測	5)予測結果 (3)緑の量の変化の程度	・工事完了後の緑被率の回復について、類似の開発事業の事例により記述した。

ページ	修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
273～ 274 274～ 275	5.7 陸上動物 5.7.2 予測	5)予測結果 (2)陸上動物の消滅の有無 及び変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園の保全について、オオタカの保護及び自然環境保全の観点から具体的に記述した。 ・計画区域に隣接する地域の緑地等について、その開発動向を記述した。
288～ 289 288～ 289	5.7.3 評価	3)注目される陸上動物の 消滅の有無及び変化の 程度 (2)鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園の保全について、オオタカの保護及び自然環境保全の観点から具体的に記述した。 ・計画区域に隣接する地域の緑地等について、その開発動向を記述した。
304	5.8 水生生物 5.8.2 予測	5)予測結果 (1)生育環境の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変に伴う流況の変化による水生生物への影響について記述した。
306	5.8.3 評価	1)生育環境の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変に伴う流況の変化による水生生物への影響について記述した。
341～ 343	7章 環境の保全のための措置 7.3 水質汚濁 7.4 地形・地質 7.5 水文環境 7.7 陸上動物		<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁、地形・地質、水文環境、陸上動物について措置内容の記述を追加した